

石川県教育委員会職員表彰規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: right;">庁 中 一 般 出 先 機 関 教 育 機 関</p> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;"><u>市 町 教 育 委 員 会</u></p> <p>(職 員 の 範 囲) 第 2 条 この規程において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。 (1) 教育長 (2) 事務局の職員 (3) 教育機関 _____ の職員 (4) 県費負担教職員</p>	<p style="text-align: right;">庁 中 一 般 出 先 機 関 教 育 機 関</p> <p style="text-align: right;"><u>体 育 施 設 管 理 事 務 所</u> <u>能 楽 堂</u> <u>武 道 館</u> <u>市 町 村 教 育 委 員 会</u></p> <p>(職 員 の 範 囲) 第 2 条 この規程において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。 (1) 教育長 (2) 事務局の職員 (3) <u>教育機関、体育施設管理事務所、能楽堂及び武道館</u>の職員 (4) 県費負担教職員</p>